

# 宮城県公報

令和8年5月29日（金）  
号外第30号

## 目次

### 規則

- 事務委任規則の一部を改正する規則（人事課）
- 海岸管理者が管理する水門、陸閘等操作規則の一部を改正する規則（河川課）

### 訓令甲

- 事務決裁規程の一部を改正する訓令（人事課）

次の規則をここに公布する。

令和8年5月29日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県規則第 54 号 事務委任規則の一部を改正する規則

宮城県規則第 55 号 海岸管理者が管理する水門、陸閘等操作規則の一部を改正する規則



### 海岸管理者が管理する水門、陸閘等操作規則の一部を改正する規則

海岸管理者が管理する水門、陸閘等操作規則（平成28年宮城県規則第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(操作施設の操作の基準)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 操作施設の<u>管理を分掌する地方機関</u>（行政組織規則（昭和35年宮城県規則第76号）第4条第1号に掲げる機関をいう。以下同じ。）の所管区域のいずれかに高潮危険警報（気象庁予報警報規程（昭和28年運輸省告示第63号）第11条の2第2項に規定する高潮危険警報をいう。以下同じ。）又は高潮特別警報（気象業務法施行令（昭和27年政令第471号）第5条に規定する高潮特別警報をいう。以下同じ。）が発表されたとき。</p> <p>(3) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 操作施設の<u>管理を分掌する地方機関の所管区域に発表された高潮危険警報及び高潮特別警報が全て解除されたとき。</u></p> <p>(3) [略]</p> <p>3 [略]</p>	<p>(操作施設の操作の基準)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 操作施設の所在地に高潮警報又は高潮特別警報（以下「高潮警報等」という。）が発表されたとき。</p> <p>(3) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 操作施設の所在地の高潮警報等が解除されたとき。</p> <p>(3) [略]</p> <p>3 [略]</p>

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

宮城県訓令甲第19号

事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年5月29日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事務決裁規程の一部を改正する訓令

事務決裁規程（昭和35年宮城県訓令甲第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第1（第3条関係）		別表第1（第3条関係）	
[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	河川課長 (1)～(4) [略] (5) [略] ア～ウ [略] <u>エ 高潮予報の実施（第11条の3）</u> オ～シ [略] <u>ス 氾濫等の通報に係る事項の通知及び周知（第13条第2項の規定により知事が指定した河川を除く。）（第24条の2第2項）</u> セ・ソ [略] (6)～(9) [略]	[略]	河川課長 (1)～(4) [略] (5) [略] ア～ウ [略]  エ～サ [略]  シ・ス [略] (6)～(9) [略]
[略]	[略]	[略]	[略]
別表第9（第3条関係）		別表第9（第3条関係）	
土木事務所の地域事務所長 (1)～(10) [略]		土木事務所の地域事務所長 (1)～(10) [略]	

(11) [略]  
ア～ウ [略]  
エ 氾濫等の通報 (第24条の2第1項)  
オ 氾濫等の通報に係る事項の通知及び周知 (第13条第2項の規定により知事が指定した河川に限る。) (第24条の2第2項)  
カ 決壊の通報に係る事項の通知及び周知 (第25条第2項)  
キ 立退き等の指示 (第29条)  
ク [略]  
(12)～(39) [略]  
[略]

(11) [略]  
ア～ウ [略]  
  
エ 立退きの指示 (第29条)  
オ [略]  
(12)～(39) [略]  
[略]

附 則

この訓令は、令和8年5月29日から施行する。